

色葉字類抄における掲出語の増補について

——和名類聚抄との比較を通して——

原 卓 志

はじめに

- 一、増補された掲出語の数
- 二、増補された見出語について
- 三、増補された掲出字について
おわりに

はじめに

色葉字類抄諸本の系統研究は、その意義分類の方法に関して、登載語の分類、配列の差異。又、各本登載語の増補と「門」数の増加という観点から行なわれてきており、今日、多大なる成果をあげている。特に、石野つる子氏は、『節用文字の位置——色葉字類抄及び世俗字類抄との比較より見たる——』と題された御論文の中で、二卷本世俗字類抄、節用文字、三卷本色葉字類抄の三本を詳細に比較され、

現存の節用文字を色葉字類抄及び世俗字類抄とに比較すると、語順その他が世俗字類抄と一致することによって、原節用文字を推定することが出来る。その原節用文字こそ色葉字類抄の前身ともいふべき古い形態を保っているものと思はれる。しかして、原節用文字、世俗字類抄、色葉字類抄の三者は明らかに一つの系統に属する辞書であって、現在の資料によれば、その發展過程は次の如き系圖を示すものと考へられる。

原節用文字

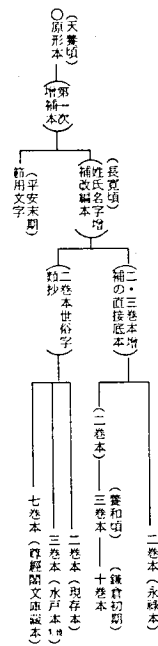
└ 節用文字
└ 世俗字類抄 — 色葉字類抄

なほ、節用文字は原節用文字を他の辞書によって増補したところの未整理のものであって、増補の一部には色葉字類抄によってゐる部分があると思はれる。

と述べられ、二卷本世俗字類抄、節用文字、三卷本色葉字類抄の関係を明らかにされた。しかし、氏の掲げられた系統図は少々簡潔す

きており、更に詳細なる検討と改訂が必要であると思われる。

この、系統を更に詳細に推定されたのが、川瀬一馬氏である。氏は、『古辭書の研究』²⁾の中で、色葉字類抄諸本の一つに、鎌倉時代書写の古鈔本を加えられ、この古鈔本を色葉字類抄の原形本であろうと推定された。更に、色葉字類抄諸本を比較検討された結果、次に掲げたような系統図を考えられた。



ところで、川瀬氏は、その系統研究を為すにあたり、和名類聚抄、掌中歴という先行文献をもって色葉字類抄が増補されたであろうことを説かれた。しかし、それは「国郡」「姓氏」といった「門」レベル。地儀門の宮殿名、門名。人事門における舞曲名という固有有名詞の増補を説かれたにとどまっている。この固有有名詞の増補は、門内における一意義分類レベルの増補であると言えるであろう。このような「門」レベルの増補、或いは、門内における一意義分類レベルの増補という大きなレベルでの増補については言及されているが、その他の増補については用例数をあげるだけで、そこに如何なる性格が認められるのか、更に、それらの増補意図という点に関してはそのほだ言及されていない。

増補された語彙が如何なる性格を持っていたのかということにつ

いて論じられたのが、三宅ちぐさ氏である。氏は、二巻本世俗字類抄と三巻本色葉字類抄登載語を比較し、その意義分類別に用例数をまとめられた結果、

(1) 同義異表記語彙の所収状態の違いとして、二巻本「世俗字類抄」には、同義異表記語彙が余り掲載されていないこと。

(2) 意義分類別所収状態の違いとして、二巻本「世俗字類抄」では官職部の語彙が全体的にも少ないのだが、特に、臣家・仏家に属する語彙は全く収められていない他、地儀部の宮殿名、人事部の調曲名、飲食部の飲食体、官職部の公家、天象部の歳時という公的場面で使用されることが多いと思われる語彙が少ないこと。

(3) 異字部語彙の意義分類別所収状態の違いとして、「世俗字類抄」系では、天部・帝王部など公的場面で使用されることが多いと思われる語彙がやはり少ないこと。

(4) 漢語混在率の違いとして、二巻本「世俗字類抄」では、漢語混在率が低く、部の性格から当然漢語混在率が高いと考えられる部、官職・重点等でそれが特に目立つこと。

という、注目すべき結論を出された。

色葉字類抄の字書としての性格を考えていく為には、諸本の系統を明らかにしつつ、色葉字類抄における掲出字・音注・和訓・義注等、個別的にその増補過程を究明する必要がある。つまり、それらが何段階もの増補過程で徐々に増補されていったと考えられるが為、それら一つ一つが如何なる典拠、如何なる性格を有しているのかを解明し、更にその増補意図を探らなければならぬと考える。

本稿では、このような観点に立ち、色葉字類抄の掲出語に焦点をあわせて検討してみたいと思う。ところで、色葉字類抄成立にあ

り、和名類聚抄が密接な関係を有したのであろうことは先学の指摘されたところである。本稿では、色葉字類抄の掲出語の増補に和名類聚抄が関係したのか否かということにも目を向けながら、増補された掲出字が如何なる性格を有していたのかを検討し、その増補意図を探ってみた。

色葉字類抄では、

○ 鸚^{コウ}雀^{ヌエ}也 鶴^{トウ}同 (又動物上76ウ6)

○ 觔^ホ角^{メタ}上^{ハタ}波^{ハタ}也 鰓^同 鱖^同 (又動物上76ウ6)

のように、「ヌエ」という鳥名の下に、「鶴」「鵠」という二種類の漢字が掲出され、「ヌタハタ」という語の下に「觔」「鰓」という二種類の漢字が掲出されるが如く、一語に対して複数の漢字表記がなされる場合がある。このような関係が先の三宅氏の言われる同義異表記語にあたる。本稿では、この「ヌエ」「ヌタハタ」という語を見出語と呼び、「ヌエ」に対する「鶴」「鵠」、「ヌタハタ」に対する「觔」「鰓」の如きものを掲出字と呼ぶことにする。又、題目に掲げた、掲出語とは、この見出語と掲出字をあわせた場合に用いることとする。

一、増補された掲出語の数

色葉字類抄において、増補された掲出語はどのくらいあるのだろうか。その用例数をまとめたものが次に掲げる表である。

本稿では、和名類聚抄との比較を行なう為、色葉字類抄における

掲出字数			見出語数					
増加率	三卷本 色葉字類抄	原節用 文 字	増加率	三卷本 色葉字類抄	原節用 文 字	節用 文 字	二卷本 世俗字類抄	
1.51	74	49	1.12	28	25	26	26 (1)	天象
1.77	184	104	1.39	104	76	87 (5)	76 (2)	地儀
1.75	158	91	1.28	85	66	82 (1)	66 (1)	植物
1.75	126	72	1.05	68	65	70	66	動物
1.70	63	37	1.07	30	27	30 (12)	28 (7)	人倫
1.57	74	47	1.21	46	38	46 (6)	38 (4)	人体
1.30	39	30	1.11	30	27	29 (5)	27 (3)	飲食
1.67	272	163	1.28	159	124	149 (26)	125 (1)	雑物
1.67	990	593	1.23	550	448	519	452	計

天象より雑物の各門に限定した。又、節用文字の現存部分と、前田本色葉字類抄上巻との重なりがある部分ということで、特に「ヌ」部から「ヨ」部までを対象とする。但し、天象、地儀の二門はその用例数の少ないことから、「ム」部までにその対象を広げた。又、「ヲ」部は、ア行の「オ」とワ行の「ヲ」との仮名遣いの混乱があり、更に節用文字で「オ」部が欠けている為に正確な登載状況が調査できない。したがって、「ヲ」部についてはこれを考察の対象から除外した。

さて、いよいよ二巻本世俗字類抄、節用文字、三巻本色葉字類抄とを比較していく訳であるが、ここに一つ厄介な問題がある。それは、これまでも石野氏や川瀬氏が度々指摘されたように、二巻本世俗字類抄、節用文字の現存本にはそれぞれ独自の増補があると考えられることである。又、節用文字には三巻本色葉字類抄から増補したと思われるふしもあり、これらをそのまま合せて考察することは危険である。そこで、これら独自の増補であると思われる掲出語を除く作業として、石野つる子氏の言われる、⁴⁾原節用文字を想定することとする。即ち、二巻本世俗字類抄と節用文字とに登載された掲出語のうち、両本に共通する掲出語を抽出して、それを原節用文字登載の掲出語と想定する訳である。しかし、これにも危険がある。それは、或いは二巻本世俗字類抄が、或いは節用文字が誤脱したのかも知れない掲出語が、原節用文字から落ちてしまう可能性があるということである。しかしながら、このような例はごくわずかな数であろうと思われるので、それらは個別的に検討していくこととする。又、三本間で意義分類の異なりがある為に、同一掲出語が各本において異なる門に登載されることがある。その用例数は、表中の

各々の用例数を掲げた下に括弧で包んで上げたものである。これらは、増補とは関係のないものである故に除外する。

以上の如き作業を行なって想定したものが、表中の原節用文字である。しかし、表を見て理解できるように、二巻本世俗字類抄とはほとんど大差ないものとなる。したがって、節用文字現存部以外に用例を求める場合には、二巻本世俗字類抄のみをもってしてもさほど問題はないであろうと思われる。

この表を見ると、見出語数においては原節用文字の計四四八に対して、三巻本色葉字類抄計五五〇、増加率一・二三となる。それに比して掲出字数では、原節用文字計五九三に対し、三巻本色葉字類抄計九九〇、増加率一・六七となっており、掲出字の増加率が見出語の増加率を上まわっていることが理解され、先の三宅ちぐさ氏の言われた「同義異表記語」の増加がわかる。しかし、見出語数の増加率一・二三も無視できない数である。そこで、以下に増補された見出語、掲出字について具体的に検討していきたいと思う。

二、増補された見出語について

原節用文字から三巻本色葉字類抄に至るまでに増えた見出語、つまり増補された見出語は一〇二例ある。これらを和名類聚抄と比較してみると、五十六例が和名類聚抄に登載されており、四十六例が登載されていない見出語である。ちなみに二巻本世俗字類抄に登載された見出語が和名類聚抄にも登載されている場合の数を掲げれば、次のとおりである。

天象 二十六例中十五例

地儀 七十六例中六十五例

植物 六十六例中六十二例
動物 六十六例中六十三例
人倫 二十八例中二十例

人本 三十八例中三十七例
飲食 二十七例中二十二例

雜物 一二五例中一〇五例
計 四二五例中三八九例(八六%)

つまり、二卷本世俗字類抄に登載された見出語のうち、九割近くのものが和名類聚抄に登載されている訳である。そして、増補された見出語の五割以上がまた、和名類聚抄に登載されていることより推せば、二卷本世俗字類抄(換言すれば原節用文字)成立にあたって和名類聚抄が密接な関係を有し、更に増補にあたってもう一度和名類聚抄が密接な関わりを持ったと考えられる。

次に、増補された見出語が和名類聚抄に登載されている五十六例のうちから何例かを掲げる。(用例については、声点や音注等、特に論旨に関わりがないと判断されるものを適宜省略した。)

①漢語(二十例)
①教業坊カクク三茶カクク開建坊カクク九条カクク
東也 (カ地儀上92才4)

②和名類聚抄)
坊(省略) 教業坊三條東大學左 (省略) 開建坊九條東 (省略)

③嘉喜門カキカ感化門カキカ含耀門カキカ
(⊕卷10・五才2) (カ地儀上92才4)

④和名類聚抄)
朝堂院諸門(省略) 嘉喜門昭慶 (省略) 感化門宣政門南 (省

略) 含耀門章德門外東 (省略) (高山寺本・一〇三才)

(3)麗景殿レイケイテン殿名 (レ)地儀(中)13才5)

④和名類聚抄)

殿(省略) 麗景殿在後綏殿北 (省略) (⊕卷10・二才3)

④艾納カイノウ香名 甘松カムシヨウ葉名 (カ雑物上100才1)

④和名類聚抄)
艾納香廣雅云艾納出對國

甘松香

(⊕卷12香名類・三ウ1)
⑤卒堵婆ソトハ (ソ)地儀(中)15ウ4)

④和名類聚抄)

卒堵婆 俱舍論云破壞卒堵婆是無問同類室音蘇 (⊕卷5伽藍具・六才1)

⑥僧房ソウハウ又坊 (ソ)地儀(中)15ウ3)

④和名類聚抄)

僧房 法華經云起塔寺及造僧坊他經等或云僧房供養衆僧其德最勝無量無邊(⊕卷13伽藍具二ウ9)

⑦黃連ワウレン又カクマクサ (ワ)植物上86才3)

④和名類聚抄)

黃連 本草云黃連一名王連和名加久末久作 (⊕卷20・四ウ3)

⑧甘草カンサウ藥名 (カ)植物上93才1)

④和名類聚抄)
甘草 本草云甘草一名蜜草和名阿萬木 (⊕卷20・四ウ2)

⑨行障カウシヤウ羅氏以稱用之 (カ雑物上100ウ2)

④和名類聚抄)

行障 唐鹵簿含云行障六具 (⊕卷14・十六才3)

00 玲カク 送カク 口カク 中カク 玉カク

(カ雑物上 100ウ3)

〈和名類聚抄〉

玲 唐韻云玲カク 反カク 玉送終口中玉也

(㊦卷14・二十一オ2)

(1) 香輿カク 碎カク 具カク

(カ雑物上 100ウ2)

香輿 喪禮圖云香輿カク 乃古之

香輿 喪禮圖云香輿カク 乃古之 (㊦卷14・二十一オ3)

右に掲げた用例は、漢語として分類され得るものである。このよ
うな漢語の増補は、先に紹介した三宅ちくさ氏の御論のうちの、(4)
を裏付けるものである。更に詳細にこれらを検討してみる。

まず、(1)での「カク教業坊」 「カク開建坊」は坊名である。(2)の「カク嘉喜門」

「カク感化門」 「カク含耀門」は門名、(3)の「カク麗景殿」は殿名というように、

先学の指摘する一連の増補がある。又、(4)の「カク艾納」 「カク甘松」とい

う香名が注目される。これらはいずれも何かの種類名である。これ

を換言すれば、(1)の「カク教業坊」 「カク開建坊」は「坊」という総称の下

に属する限定的な、二次的語彙素とも呼べるものである。(2)(3)に

ついても同様に「門」「殿」という総称に対する二次的語彙素であ

る。(4)は、「香」が「艾納香」というように下接していないが、や

はり総称「香」の下に属する二次的語彙素として把えることができ

る。

さて、このような二次的語彙素が増補されている訳であるが、そ

れぞれの総称はどうであるのかを調査すると、二卷本世俗字類抄の

「ハ」部に「坊」、「モ」部に「門」、「テ」部に「殿」、「カ」
部に「香」がそれぞれ登載されていることがわかる。

次に他の七例を検討してみると、(6)の「カク僧房」が「房」の(但し、
(1)の「坊」とは異なる)、(1)の「カク香輿」が「輿」の二次的語彙素と

考えられる。又、(8)の「カク甘草」は「菓」の二次的語彙素と考えられ
る。(5)「カク卒塔婆」、(6)「カク僧房」、(9)「カク行障」、(10)「カク玲」、(11)「カク香輿」

を見ると、伽藍具・葬具であり、これらをまとめて仏教葬具関係の

語の増補とも考えられるが、今回の対象範囲だけでは如何とも言い

難く、結論は保留する。

次に和語として分類されるものを㊦として掲げる。

㊦ 和語 (三十六例) (カ動物上 94オ7)

鹿茸 カク 雜要決云鹿茸カク 和名鹿乃鹿角初生也

鹿茸 雜要決云鹿茸カク 和名鹿乃鹿角初生也 (㊦卷18・二十二オ

7) (又雑物上 77ウ7)

白布帯カク 雜要決云白布帯カク 和名白布

白布帯本朝式云白布帯カク 和名白布 (㊦卷12・二十四ウ7)

紙屋紙カク 雜要決云紙屋紙カク 和名紙屋紙

紙 兼名苑注云紙古文作帀カク 和名紙屋紙

薄紙等名後漢和帝時蔡倫所造也 (㊦卷13・九オ9) (「穀

紙」の下に「紙」字脱)

地結カク 雜要決云地結カク 和名地結

地結カク 雜要決云地結カク 和名地結 (カ植物上 93オ6)

皂荚カク 本草云皂荚カク 造夾二音和名加波

皂荚カク 本草云皂荚カク 造夾二音和名加波 (㊦卷20・十九オ1)

鑰匙カク 雜要決云鑰匙カク 和名鑰匙

鑰匙カク 雜要決云鑰匙カク 和名鑰匙 (カ雑物上 99オ6)

四聲字苑云鑰

鑰 首案字亦作鑰今案俗人印鑰之
處用鑰字非也鑰音濶見唐韻 關具也楊氏漢語

(6) 棧カハラノエツリ 抄云鑰匙門乃カハラノエツリ 蘆葎同 (カ地儀上92才2)

〈和名類聚抄〉
棧蘆葎 楊氏漢語抄云棧瓦乃衣都 日本紀私記云蘆葎(和名同上)
附利初限反 (以下省略)

(7) 棧カサレルノキスケ 又上字棉 雀梧同 (カ雑物上92才2)

〈和名類聚抄〉
棉梧 文選云鏤檻文棧音慧一音鹿師說文棧 楊氏漢語抄云棉梧
附質佐體留乃枝乃須介

(8) 暈ツキノカサ 月院同 (ツ天象[中]20才3)

〈和名類聚抄〉
暈 郭知玄切韻云暈氣繞日月也音運此間云日月加左 辨色立成云
月院也 (㊦卷1・一ウ9)

(9) 破子ワリコ 標同 (ワ雑物上88才6)

〈和名類聚抄〉
標子附 蔣鮎切韻云標力委反漢語抄云標子加體比計今 標子中有障
之器也 (以下省略) (㊦卷14・一九才1)

(10) 紙錢カミゼニ 祭祀具 (カ雑物上100才7)

〈和名類聚抄〉
紙錢 新樂府云神之來兮風飄々紙錢動兮錦繳搖俗云加美勢塗
俗云勢塗加太

(11) 人參カノニケクサ 又クマノイ (カ植物上92才7)

〈和名類聚抄〉
人參 本草云人參一名神草和名加乃仁介久
和名加乃仁介久 佐一名久末乃伊 (㊦卷20・四ウ4)

(12) 蒲カマ (カ植物上92ウ6)

〈和名類聚抄〉(省略、以下同じ)

(13) 鷓ワニ (ワ動物上86才7)

(14) 藁ワラ (ワ雑物上88ウ1)

(15) 防己カラカウツラ (カ植物上92ウ1)

(16) 胛カイカネ (カ人体上96才5)

(17) 園ソノ (ソ地儀[中]15ウ3)

(18) 苧麻カラエ (カ植物上92ウ3)

(19) 榧子カヘ (カ植物上93才7)

(20) 銅面カスモ (カ人体上96ウ2)

(21) 皮カハ (カ人体上96才5)

(22) 釧カナカキ 又クシロ (カ雑物上100才1)

右の諸例を検討すると、(1)の「鹿茸」は「角」の種類名、(2)の「白布帯」は「帯」の種類名である。同様に、3の「紙屋紙」は「紙」の、(4)の「皂莢・地結」は「藤」の、(5)の「鑰匙」は「鑰」のそれぞれ種類名である。そして、それぞれ「角」「帯」「紙」等の下位要素、つまり二次的語彙素であると考えられる。⁶⁾
(6)の「棧カハラエツリ」 蘆葎 は和名類聚抄で「瓦乃衣都利」と登載されている。そして、二卷本世俗字類抄では「エ」部に「エツリ」として登載されている。又、(7)の「棧カサレルノキスケ」 雀梧 は和名類聚抄で「質佐體留乃岐乃須介」と登載されており、二卷本世俗字類抄では「ノ」部に「ノキスケ」として登載されている。(8)の「暈ツキノカサ」 月院 では和名類聚抄で「日月加左」と登載されており、二卷本世俗字類抄では「カ」部に「カサ」として登載されている。この(6)より(8)までの例は、和名類聚抄にその総称が登載されていないという点で、(1)より(5)の例とは異なる。このような例から、二卷本世俗字

類抄成立にあたって（換言すれば、原節用文字成立にあたって）、和名類聚抄の語形から、わざわざ総称となるものを切り取ってきたのではないかと想像されるのである。そして、増補に際して、再び和名類聚抄に登載されたままの語形を二次的語彙素として引用したかに思われる。いずれにしても、このような二次的語彙素が増補されていることは注目に値する。和語の中にはこれらの他十例の二次的語彙素が存する。

さて、他に(9)より(11)に掲げた例が注目される。(9)の「破子・標」では和名類聚抄に「加禮比計」「和利古」の二種類の和訓が登載されており、二卷本世俗字類抄では「カ」部に「カレヒケ」として登載されているのみである。(10)の「紙錢」も和名類聚抄で「加美勢塗」「勢塗加太」の二種類の和訓が登載されているが、二卷本世俗字類抄では「セ」部に「セニカタ」として登載されているのみである。

つまり、別訓がある場合に、その一方のみが登載されていた二卷本世俗字類抄（換言すれば原節用文字）から三卷本色葉字類抄に至って、和訓の両方を見出語として登載したものと考えられるのである。(11)は少々趣を異にしている。和名類聚抄では「加乃仁介久佐」「久末乃伊」の二種類の和訓を登載しているが、二卷本世俗字類抄は、その両者とも見出語とせず、「ニ」部に「ニンシン」と漢語として登載する。しかし、先の(9)(10)と性質としては同じものであり、いずれも別訓をも見出語として登載したものであると考えられる。同様の例が他に四例ある。

右に述べてきた例の他に十一例の和語の増補がある。それらが(12)より(22)までの各例である。(12)の「蒲」は、二卷本世俗字類抄に登載されず、節用文字に登載されているものであり、節用文字での掲出

順位は九十八例中の十九位と、比較的早いことから推して、或いは二卷本世俗字類抄における誤脱ではないかと思われる。(13)の「鰯」、(14)の「蕪」も同様に考えられる。又、(15)の「防己」は、和名類聚抄では「阿乎加豆良」(10)卷20・十九ウ4)とあることから、「ア」と「カ」を誤ったとも考えられるが、三卷本色葉字類抄では別に、「アヲカツラ」（ア植物下27オ1)として登載している。このことより單純に誤りとはし難い。その他については、これまで述べてきたような観点では説明できないものであるが、用例数としてはわずかである。

以上述べてきたことをまとめると、見出語の増補は、限定的な語、即ち、二次的語彙素を中心に行なわれたということ、又、別訓のあるものについては、その別訓をも見出語として登載するということが理解されるのである。この二つを更にまとめると、色葉字類抄の編者は分析的な方向へと見出語の範囲を拡げていったと考えられるのである。

次に増補された見出語が和名類聚抄に登載されないものについて簡単に触れておきたい。

② 漢語（九例）

〈二次的語彙素〉（二例）

(1) 黄精根（ワ雑物上88ウ2）(2) 呵梨勒カリロク（カ雑物上100オ6）

〈その他〉（七例）

(3) 巷所カウソ（カ地儀上91ウ3）(4) 郊カウ（カ地儀上91ウ4）

(5) 閤カフ（カ地儀上91ウ5）(6) 漏ル（ル雑物上79オ9）

③ 和語（三十七例）

〈二次的語彙素〉（十二例）

(7) 風伯 カセノカミ (カ人倫上 95ウ5) (8) 昆 ヨナツヒ (ヨ飲食

上 115ウ1) (9) 紘 カフリノカサリ (カ雑物上 98ウ3) (10) 唐皮 カ

ラカハ (カ雑物上 100オ6) (11) 蒲葵扇 カマアツキ (カ雑物上 100

オ6)

〈その他〉 (二十五例)

(12) 影 カケ (カ人体上 96オ6) (13) 假名 カナ (カ雑物上 100ウ3)

右に掲げたように漢語が九例あり、そのうち(1)の「黄精根」、(2)

の「呵梨勒」は薬名であり、二次的語彙素と考えられる。又、和語

の中では、(7)から(11)に掲げたものに他に七例が二次的語彙素である

と考えられる。しかし、〈その他〉としてまとめた、二次的語彙素

とは考えられないものが、(12)の「影」、(13)の「假名」等、二十五例

もの多くに至る。これは先の、和名類聚抄に登載されている見出語

の例と比べると、大きな違いである。このような差違の生じること

の一つには、その典拠となった文献等の性格の違いや、時代差等が

考えられる。しかし、現段階では推測の域を出ないものである為、

この問題については今後の課題ということにしておきたい。

三、増補された掲出字について

前節では、見出語の増補意図を検討してきた。かかる見出語の増補意図は、掲出字の増補という面についても言い得ることであろう。

つまり、一見出語に対して多数の掲出字を登載しようとするのは、見出語の登載を分析的な方向へ拡大するという増補意図と軌を一にするものと考えられるのである。このような掲出字の増補について

今しばらく検討してみる。次に掲げる用例は「カ」部雑物門を対象としたものである。この掲出字についても、和名類聚抄と比較する

と、②増補された掲出字が和名類聚抄に登載されるもの。③増補された掲出字が和名類聚抄に登載されるものと、されないものの二種類あるもの。④増補された掲出字が和名類聚抄に登載されないもの。以上の三種に分類される。

②増補された掲出字が和名類聚抄に登載されるもの (八例)

(1) カザシ

〔世俗〕挿頭花

〔節用〕挿頭花

〔色葉〕挿頭花 頭花 (98ウ5)

〔和名類聚抄〕

挿頭花楊氏漢語抄云鈔頭花實俗之俗用挿頭花 (④卷4・八ウ7)

〔「鈔」字は衍〕

(2) カマ

〔世俗〕鎌

〔節用〕鎌

〔色葉〕鎌 鋸 刈劔 (99ウ1)

〔和名類聚抄〕

鎌 兼名苑云鎌音廉一名鋸音結和 方言云刈劔文鈎音 野王(以下省略) (④卷15・九ウ8)

③増補された掲出字が和名類聚抄に登載されるものと、されないものの二種類あるもの (六例)

(3) カトリ

〔世俗〕継 絹

〔節用〕継 絹

〔色葉〕縑 縮 帛 縮※ 縮 (99才2)

〔和名類聚抄〕

録 毛詩注云縮所交反又音消 縑也釋名云縑音基 絲細緻數兼於

漢書云襁嬰敗縮案又布帛物名見說文 (10卷12・十五ウ)

5)

(4)カナヅチ

〔世俗〕澁槌 鈍

〔節用〕澁槌 鈍

〔色葉〕澁槌 鈍 鋸 鋸 (99ウ5)

〔和名類聚抄〕

澁槌 廣雅云鈍加於動反和名 澁槌也 (10卷15・十三才6)

鈍 四聲字苑云鈍即鐵槌也 打鍊器也 (10卷15・十六才5)

④増補された掲出字が和名類聚抄に登載されないもの(二十一例)

(5)カモ

〔世俗〕缸

〔節用〕缸

〔色葉〕缸 甕 (99才4)

〔和名類聚抄〕

缸 說文云缸古紅反又古豐反 鐵口鍬也 (10卷11・八才5)

(6)カナホダシ

〔世俗〕錠

〔節用〕錠

〔色葉〕錠 疵 (99ウ4)

〔和名類聚抄〕

錠 將舫切韻云錠土内反和名 鍊足具也 (10卷13・十七ウ5)

(7)カハゴロモ

〔世俗〕裘

〔節用〕裘

〔色葉〕裘 革 (98ウ6)

〔和名類聚抄〕

裘 說文云裘音求和名加波古語 皮衣也 (10卷12・二十一才4)

〔右の用例で、〔世俗〕とは二卷本世俗字類抄、〔節用〕とは節

用文字、〔色葉〕とは三卷本色葉字類抄をそれぞれあらわす。又、

掲出字以外の注記は総て省略した。

④にあたるものに八例ある。(1)の「カザシ」では、和名類聚抄の

条文「楊氏漢語抄云頭花」より、又、(2)の「カマ」では、和名類聚抄が

「一名」として掲げる「鏝」と、「方言云」として掲げる「刈劔」

とを、それぞれ増補したと考えられる。

次に④に分類されるものを検討してみる。(3)の「カトリ」の例で

は、三卷本色葉字類抄で増補された「縮」が和名類聚抄に登載され

ている。その他に三卷本色葉字類抄では三種類の掲出字が増補され

ているが、※印を付した「縮」は、永祿本色葉字類抄によれば「縞」

とあることよって、或いは「縞」の誤写であると思われる。これ

ら「帛」「縞」「縞」の三種類とも、「帛(カトリ)」「白川本字鏡

集855」」「縞(カトリ)」「親智院本類聚名義抄法中126・白川本字鏡

集800」」「縞(アツキカトリ)」「白川本字鏡集793」の如く、漢和

辞書にも「カトリ」訓が登載されていることから、「カトリ」の異

表記を広く増補したものであると考えられる。(4)の「カナヅチ」の

例では、増補された掲出字のうち、「鈍」が和名類聚抄に登載されて

いる。しかし、和名類聚抄に登載されない「鋸」は、「カナヅチ」

の意を有さず、観智院本類聚名義抄、白川本字鏡集とも「テヲノ」訓を掲げるが、「カナヅチ」訓はない。このような例が他に一例、更に④に分類されるものの中にも三例ある。その例が(5)(6)として掲げたものである。(5)の「カモ」について増補された掲出字「籠」は、観智院本類聚名義抄では、音注と「車軸頭」（僧中92）とある。つまり和名類聚抄に説くところの「穀口鉄也」とは意味を異にしており、又、白川本字鏡集では「クルマノヨコカミ」「ヨコカミノカシラ」（699）の二訓を掲げるだけである。(6)の「カナホダシ」の例の「枷」も「カサブタ」の意であり、ここに増補された理由を解しかねる。これらが、何故に増補されたのかについて、今にわかに論ずることはできない。しかし、このような例は少なく、対象とした「カ」部雑物門において五例のみである。このことより、総じて掲出字の増補は、広く異表記を集めて登載しようとする傾向にあると考えてもさしつかえないであろう。つまり、ここでも分析的な方向への増補であると言い得るのである。

おわりに

色葉字類抄の掲出語の増補について、見出語と掲出字に分け、更に和名類聚抄との比較を試みながら考察してみた。その結果、掲出語の増補において、和名類聚抄が密接に関与したであろうことがわかった。このことは、色葉字類抄成立において和名類聚抄が少なくとも二度以上関係したということであり、今後、色葉字類抄と和名類聚抄との関係を論ずる場合に重要な観点を与えるものであるであろう。又、増補された見出語は、二次的語彙素が中心であることを述べ、その増補意図は、分析的な方向に向っていたということを推論した。

更に、かかる増補意図は掲出字の増補においても同様にはたらいて
いることを述べた。

本稿では検討の対象を限定して論じたが、今後は更に検討対象を
拡大して正確を期してゆきたい。各節の途中に残してきた問題点、
又、増補された見出語、掲出字の、三卷本色葉字類抄における掲出
位置等の検討も重要な問題であるが、これら諸問題を総て今後に譲
って本稿の結びとしたい。

注

(1) 「国語と国文学」昭和二十四年七月号。

(2) 昭和三十年十一月、大日本雄辯會講談社。

(3) 「二卷本「世俗字類抄」の所収語彙——二卷本及び三卷本
「色葉字類抄」との比較から——」、『岡大國文論稿』第九
号、昭和五十六年三月。

(4) 注(1)文献。

(5) 高山寺本和名類聚抄には「盛化門」とあり、その左傍に
「セイクワ」と仮名があるが、「宣政門南」という注よりし
て、色葉字類抄の「感化門」が正しいと思われる。高山寺本
和名類聚抄の誤写であろう。

(6) それぞれの総称である「角」「帯」「紙」等は二卷本世俗
字類抄に登載されている。

(7) 三卷本色葉字類抄の語形と和名類聚抄の語形を比較すると、
助詞「の」の有無という差異が見られるが、高山寺本和名類
聚抄によれば「加佐礼留乃岐須介」とあり、三卷本色葉字類
抄と一致する。

(8) 正確に言うならば、「ゼニ」は字音である。しかし、ここでは最早和語化した字音であると考えて和訓として扱う。

(9) 或いは「カラカツラ」という訓も存するのかもしれない。そうすればこの例は別訓をも見出語として登載した例の一つと数えられる。

〔付記〕

本稿は、国語学会中国四国支部第二十七回大会（昭和五十七年十一月十三日）において口頭発表したものを加筆補訂して成稿としたものである。席上、大友信一、佐藤茂、吉田則夫の各氏より貴重なる御教示を賜った。又、小林芳規、室山敏昭両先生には終始懇切な御指導を賜り、佐々木峻先生、松本光隆氏には折に触れ御助言いただいた。ここに記して深謝申し上げる。

（昭和五十七年十一月末日稿）